⑸　総合評価落札方式に伴う技術提案　本工事における施工計画の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書（標準案）の内容について、これと異なる施工方法等(技術提案)で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。技術提案による施工計画が適正と認められない場合または標準案により施工しようとする場合は、標準案による施工を行うことを示す資料を提出すること。

　また、提出を行う技術提案書の作成にあたっては、当該入札に参加しようとする他の技術提案提出者と技術提案の内容等について、いかなる相談・協議等を行ってはならない。これに違反した場合は、当該入札に係る競争参加資格を与えないものとする。

⑹　配置予定技術者と建設業法第７条第２号又は第15条第２号に定める営業所の専任技術者（以下「営業所の専任技術者」という。)の重複確認。本工事が建設業法第26条第３項に該当する場合、入札に参加し落札者となった者は、落札決定後、契約締結までに、配置予定技術者が営業者の専任技術者と重複していないことが確認できる資料を提出するものとする。

⑺　配置予定技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

⑻　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約するときは、専任の監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照。)。

⑼　契約締結後の技術提案　契約締結後、請負者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、当職に提案することができる（但し、総合評価に係る技術提案の範囲（契約後ＶＥにつながる基本的な考え方を除く。)は対象としない。)。提案が適正であると認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められるときは請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

⑽　手続きにおける交渉の有無　無。

⑾　契約書作成の要否　要。

⑿　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⒀　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⒁　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⒂　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Osamu Yoshizaki Director-General of Kyusyu Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work for establishment of The New establishment of facilities construction of weir abai

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M. 25 May 2012

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 13 July 2012 (tenders bring with 12 : 00 P.M. (noon) 13 July 2012 Or submitted by mail 12 : 00 P.M. (noon) 13 July 2012)

⑹　Contact point for tender documentation : The Contract Division Kyusyu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―10―7, Hakataeki-Higashi, Hakata-ku, Fukuoka-shi, 812―0013, Japan, TEL 092 (471) 6331 EX. 2527

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年４月25日

経理責任者　独立行政法人国立病院機構
和歌山病院長　楠山　良雄

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　30

○第10005号（No.10005）

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　独立行政法人国立病院機構和歌山病院病棟等建替整備工事（建築）

⑶　工事場所　和歌山県日高郡美浜町大字和田1138　独立行政法人国立病院機構和歌山病院内

⑷　工事内容　本工事は和歌山病院病棟等建替整備工事を行うものである。

①　一般病棟新築工事（鉄筋コンクリート造地上３階建）建築面積約1,705㎡、延床面積約4,972㎡

②　重症心身障害者病棟新築工事（鉄筋コンクリート造地上１階建）建築面積約3,464㎡、延床面積約3,278㎡

③　療育訓練棟新築工事（鉄筋コンクリート造地上１階建）建築面積約450㎡、延床面積約450㎡

④　既存機能訓練棟改修　延床面積約447㎡

⑤　既存建物解体延床面積約6,366㎡

なお、当該工事は建築工事であり、関連する電気設備工事、及び機械設備工事については別途発注される予定である。

⑸　工期　約28ヶ月以内（最終完成工期は平成26年度予定）

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート約8,418㎥、鉄筋約1,002ｔ、鉄骨約64ｔ、板ガラス約1,452㎡。

2　競争参加資格

⑴　独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。)第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同５条中の「特別の理由がある場合」に該当する。

⑵　厚生労働省から近畿ブロックにおける「建築一式工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、近畿ブロックの一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

⑶　厚生労働省から近畿ブロックにおける「建築一式工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。)が1,250点以上であること。また、⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,250点以上であること。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者（⑵の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

⑸　平成８年度以降に元請けとして完成引渡しが完了した次に揚げる工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、施工実績は施工中のものを除く。)

・ＲＣ造又はＳＲＣ造地上２階建て以上、延床面積2,900㎡以上の病院の新築又は増築。

⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に当機構の理事長又は経理責任者から指名停止を受けていないこと。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者であること。

②　平成８年度以降に、⑸に掲げる完成・引渡しが完了した工事の経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有する者であること。

⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。